

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告等を次のとおり公表する。

令和7年10月3日

相模原市監査委員 岩本 晃

同 橋本慎一

同 寺田弘子

同 鈴木秀成

第1 監査の概要

1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3 監査の実施日程

令和7年4月24日から同年10月2日まで

4 監査の対象

(1) 対象部局

こども・若者未来局。ただし、工事監査は、財政局財政部(契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

令和6年度。ただし、財務監査は平成30年度、令和3年度、4年度及び7年度、行政監査は令和4年度に執行した事務の一部についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査対象課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査対象課等
こどもセンターの管理運営に関する事務	こども施設課(大島、鹿島台、上鶴間、麻溝こどもセンター)
保育園等の管理運営に関する事務	保育課(麻溝台、田名、南上溝、陽光台、谷口保育園)
委託料の支出に関する事務	こども施設課 保育課

	子育て給付課 こども家庭支援部 こども家庭課 陽光園 児童相談所総務課
使用料及び賃借料の支出に関する事務	こども施設課 こども家庭支援部 陽光園 児童相談所総務課
負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	こども施設課 保育課 子育て給付課 こども家庭支援部 こども家庭課

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
こどもセンターの管理運営に関する事務	(1) 遊具等において事故が発生するリスク (2) 施設の管理運営が適切に行われないリスク	ア 遊具等の維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。 イ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
保育園等の管理運営に関する事務	(1) 遊具等において事故が発生するリスク (2) 施設の管理運営が適切に行われないリスク	ア 遊具等の維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。 イ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
委託料の支出に関する事務	(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク (2) 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容

		<p>は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われて いるか。また、履行期限は守 られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時 期に行われているか。</p>
使用料及び賃 借料の支出に關 する事務	(1) 契約事務や検査 ・ 檢収が適正に行 われないリスク (2) 支出が適正に行 われないリスク	<p>ア 契約相手方の選定方法は適 切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類 は確実かつ的確に整備されて いるか。また、これらの内容 は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行わ れているか。</p>
負担金、補助 及び交付金の支 出に関する事務	算定及び支出が適正 に行われないリスク	<p>ア 算定及び支出は適正に行わ れているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付さ れ、条件どおり履行されてい るか。</p>

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法
により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調
査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。また、対象とし
たこどもセンター及び保育園に対し、次の事項について現地調査を実施した。

- ア 遊具の安全管理 等
- イ 施設の安全管理 等

(3) ヒアリング

こども施設課及び保育課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等
を聴取した。

4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

(1) 指摘事項

こども施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立児童クラブ(南区その2)に係る労働者派遣契約において、次のような事例が見られた。

ア 当該派遣契約において、毎年度取り交わすこととしている労働者派遣個別契約書(以下「個別契約書」という。)について、令和6年度は取り交わしていなかった。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)第26条第1項は、業務の内容、事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位、直接指揮命令する者等の事項を定める旨を規定している。

これを本件についてみると、契約書第1条第2項において、派遣労働者の従事すべき業務内容、就業場所、派遣先において派遣労働者を指揮命令する者、その他労働者派遣の実施に関し必要な細目については、別途合意する個別契約書に定める旨を規定しており、派遣労働者を指揮命令する者等の変更があることを勘案し、個別契約書を毎年度取り交わすことにより労働者派遣契約を履行することとしていた。

このため、令和6年度の個別契約書を取り交わさなかつたことは不適正な事務処理である。

イ 派遣先である発注者が、労働者派遣法に規定している派遣先管理台帳を作成していなかつた。

労働者派遣法第42条第1項は、派遣先は派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに雇用形態や就業実態等を記載しなければならない旨を規定している。

このため、発注者が派遣先管理台帳を作成しなかつたことは不適正な事

務処理である。

今後は、労働者派遣契約について、発注者、受注者双方が関係法令及び契約内容等を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

ア こどもセンター及び保育園等の管理運営に関する事務を調査したところ、各施設に設置している遊具においては、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S : 2024)（以下「安全規準」という。）に基づき、こども施設課及び保育課が定期点検を実施しているが、劣化診断と規準診断を組み合わせて行われる総合的な機能判定において、「C」（異常があり、修繕又は対策が必要）と判定された遊具について、次のような事例が見られた。

(ア) 鹿島台及び上鶴間こどもセンターの複合遊具については、規準診断で「ハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の障害あるいは恒久的な障害をもたらしうるハザードがある場合）」と診断され、南上溝保育園のブランコについては、消耗部材かつ最重要部材でもある吊り金具が推奨交換サイクルを超えて、劣化診断で摩耗があると診断されているにもかかわらず、日常点検の実施及び施設職員の見守りにより安全が確保されていると判断し、応急処置や使用中止の措置を行うことなく遊具の使用を継続していた。

(イ) 遊具の定期点検の結果について、各施設の職員が定期点検結果や安全規準の詳細を十分に理解、把握できていなかった。

今後は、より安全に遊具を使用するため、各所管課で安全規準に基づき、使用中止等の在り方を整理した上で、局内において統一した使用中止等の判断基準を作成し周知するとともに、定期点検結果や安全規準の詳細について、速やかに各施設と情報共有を図られたい。

イ 保育課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立保育所等遊具点検業務委託において、保育所等に設置されている遊具の定期点検を実施するに当たり、仕様書では安全規準に基づき実施する旨を記載していたが、次のような事例が見られた。

(ア) 安全規準は、定期点検は点検資格を持つ専門技術者（公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士）、または点検技術者（公園施設点検管

理士、公園施設点検技士)が実施しなければならない旨を規定しているが、仕様書には点検者の資格要件についての記載がなかった。

(イ) 安全規準は、劣化診断と規準診断を組み合わせて総合的な機能判定を行う旨を規定しているが、仕様書に記載している「詳細点検チェックシート」の点検内容は劣化診断の内容のみであり、規準診断を行うことや2つの診断を組み合わせて総合的な機能判定を行うことの記載がなかった。

当該委託業務の報告書において規準診断が行われたことは確認できたものの、ハザードレベルや総合的な機能判定などの記載が不十分であったため、総合的な機能判定の正確性については確認できなかつたことから、今後は、契約の履行を確認できるよう、安全規準に沿った遊具点検者の資格要件や点検の実施方法について、仕様書に明確に記載するなど改善を図られたい。

ウ こども家庭課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、歯科健康診査用器具滅菌業務委託(5～3月分)の契約書に監督及び検査について記載していなかった。

相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条は、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」としており、掲げる事項として第7号に「監督及び検査」を規定している。

今後は、契約規則等を確認し、記載事項に漏れのないよう契約書を作成されたい。

エ 陽光園の委託料及びこども施設課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、陽光園清掃業務委託(令和6年度契約)及び相模原市立児童クラブシステム機器賃貸借(平成30年度契約)の指名競争入札に当たり、落札した1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(平成30年3月29日付け及び令和5年3月31日付け契約課長通知)は、「参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になつたり、公平な入札にならなかつたりする事例が散

見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること。」としている。

今後は、参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であるため、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

オ 児童相談所総務課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、児童相談所寝具賃貸借(令和3年度契約)の指名競争入札の予定価格を設定するに当たり、賃貸借(レンタル)物件積算資料(以下「積算資料」という。)は作成しているものの、この積算資料を作成した際の経過や根拠となる参考見積書等が確認できなかった。

契約事務の手引き(令和3年4月改訂)は、予定価格は取引の実例価格・需給の状況・履行の難易・数量の多寡・履行期間の長短等を考慮して定め、見積書により定める場合は複数の見積書を徴し、適正に設定すること、また何の根拠もなく前年度の契約金額を予定価格とすることは、適正な価格とはいえない旨を記載している。

文書事務の手引き(平成27年3月第3版)は、原則として、事務の処理は文書によって行われ、文書は常に処理経過を明らかにし、かつ、整然と整理、保管し、必要に応じていつでも利用できるようにしておかなければならぬ旨を記載している。

今後は、積算資料が適正価格であることや作成の処理経過を明らかにするため、積算根拠資料や処理経過について、文書の適正な処理、保管に努められたい。

5 意見

今回監査の対象としたこどもセンター及び保育園等の管理運営に関する事務において、遊具の定期点検結果に対する統一した基準がなく、遊具の使用中止等の判断に齟齬が生じている事例が見られた。

安全規準における対象遊具は、「都市公園の遊具をはじめ、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校の幼稚園部や小学部、児童館、その他公共の遊び場や広場に設置される屋内・屋外遊具とする。」としており、遊具の定期点検を

行っている他局にも関連があることから、児童がより遊具を安全に使用するためにも庁内で統一した判断基準を整備されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「全庁的な条件付一般競争入札の実施について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

令和4年度から各課・機関においても本格的に実施することとした条件付一般競争入札に係る事務について、これまでの監査の結果で入札に係る公告の市掲示場への掲示をしていなかったという初步的な事務手続での不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、条件付一般競争入札実施の手引き(業務委託契約版)等(以下「手引き等」という。)に基づき事が執行されているかを主眼に監査することにより、各課・機関で執行する条件付一般競争入札に係る案件が競争性、公平性及び透明性のより一層の向上に寄与し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査対象課

監査対象局の各課等が執行した条件付一般競争入札に係る事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
委託料の支出に関する事務	こども施設課 保育課 子育て給付課 こども家庭支援部 こども家庭課

4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定

めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
手引き等に基づき事務が執行されていないリスク	(1) 発注方法の選択が適切にされているか。 (2) 入札参加条件、内容が明確に示され設定できているか。 (3) 入札の諸手続等は適正、かつ公正に行われているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

子育て給付課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項が見られた。

(1) 指摘事項

こども家庭課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市こども虐待110番運営事業業務委託の条件付一般競争入札に係る公告において、市掲示場への掲示を行っていなかった。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項は、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札

について必要な事項を公告しなければならない」とし、相模原市公告式規則(平成27年相模原市規則第63号)第2条第2項において、告示等の公表は、相模原市公告式条例(昭和25年条例第24号)第2条第2項に定める掲示場に掲示してこれを行う旨を規定している。

このため、入札に係る公告を市掲示場へ掲示しなかったことは不適正な事務処理である。

今後は、関係諸規程等を遵守し、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

子育て給付課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 児童扶養手当現況届及び児童手当書類審査及びデータ入力業務委託及び小児・ひとり親医療費助成事務処理業務委託の条件付一般競争入札に係る公告において、最低制限価格及び相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)に規定する委託契約であることについての記載がなかった。

契約規則第6条は、「公告は、次に掲げる事項について行うものとする。」としており、次に掲げる事項として、第9号に「政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときはその旨」、第11号に「契約が相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条第1号に規定する対象工事請負契約又は同条第2号に規定する対象業務委託契約等に該当するときは、その旨及び当該契約において同条例第8条各号に掲げる事項を定める旨」と規定している。

今後は、契約規則等を確認し、適正に事務を執行されたい。

イ 児童扶養手当現況届及び児童手当書類審査及びデータ入力業務委託において、予定価格を設定するに当たり、3者から参考見積書を徴取していたが、参考見積書の内訳毎の金額及び合計額に大きな差があったため、市として見込んでいる金額に最も近く、かつ、3者の中位の見積額であった参考見積書を採用し予定価格を設定しており、また、徴取した見積書の内訳毎の金額差についても理由を確認していなかった。

入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)は、「参考見積書をもとにして予定価格を設定する場合は、1者か

らの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から微取するとともに、見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」としており、また競争性、公平性、透明性等の確保について、「市が発注する契約は、競争が原則であり、また公平性、透明性等も求められていることから、発注する業務の内容及び性質を十分検討し、競争入札が可能なものについては、競争入札で執行すること。」としている。

今後は、見積額の内訳の確認を行い、適正価格の算出及び適正な予定価格の設定に努め、入札の競争性、公平性、透明性等の確保に努められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査対象課

需用費の施設修繕料及び工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査対象課
需用費(施設修繕料)の支出に関する事務	
乗用エレベーター無停電電源装置交換修繕	こども・若者未来局 こども・若者応援課
陽光園空調設備機器不具合修繕（冷温水機R-1・R-2・R-3）	こども・若者未来局 こども家庭支援部 陽光園
工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務	
大沼こどもセンター改修エレベーター工事	こども・若者未来局 こども施設課 財政局 財務部 契約課 公共建築課 都市建設局 技術監理課

田名保育園外壁・屋上防水等改修工事	こども・若者未来局 保育課 財政局 財務部 契約課 公共建築課 都市建設局 技術監理課
-------------------	---

2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。
(2) 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

(1) 乗用エレベーター無停電電源装置交換修繕

契約金額 660,000円

契約方法 一者随意契約

検査検収 令和7年2月27日

修繕内容 停電時の電源装置の交換

(2) 陽光園空調設備機器不具合修繕（冷温水機R-1・R-2・R-3）

契約金額 3,168,000円

契約方法 一者随意契約

検査検収 令和7年3月26日

修繕内容 冷温水機の修繕

(3) 大沼こどもセンター改修エレベーター工事

契約金額 22,386,100円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和6年4月2日から令和7年3月14日まで

工事内容 エレベーター1基の更新

(4) 田名保育園外壁・屋上防水等改修工事

契約金額 55,969,100円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和6年10月29日から令和7年3月14日まで

工事内容 外壁・屋上防水等の改修

5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。